平成２８年（フ）第１３３号
茨城県牛久市南２丁目20番地11（ドムス牛久203）
債務者　木村　春代
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2637番地の６
債務者　柏村　君江（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
大分市賀来北２丁目14番23―301号（ウエストパーク車木）
債務者　佐田　詩織
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４８９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢３丁目40番４号
債務者　花田　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６２号
千葉県松戸市新松戸５丁目１番地　新松戸中央パークハウスＢ―518
債務者　芳賀　　昭
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５２号
徳島県小松島市小松島町字馬場ノ本25番地の14
債務者　大西　克幸
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８６号
宮城県栗原市若柳字川南川原８番地６
債務者　三浦　慎也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
岐阜県瑞穂市田之上301番地１　サニーハウス　105号
債務者　**稱**解　奈央（旧姓工藤・髙野）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７６７号
神戸市兵庫区湊川町２丁目10番10号
債務者　江本　康子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７０号
神戸市中央区生田町１丁目２番18―402号
債務者　権こと　權　　忠信
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９２号
神戸市兵庫区湊川町２丁目10番10号
債務者　江本工業こと　江本　　悟
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７号
住民票上の住所　宮城県多賀城市栄１丁目４番30号　コーポラスヒロ203号
債務者　山口　美紀（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４号
秋田市茨島２丁目６番28号　エミーズ・カトレアＥ号
債務者　三上　善栄
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５号
秋田市仁井田福島１丁目３番37号
債務者　小田　淳子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０５号
新潟市東区海老ケ瀬新町10番22号
債務者　船山　　徹
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
長野県伊那市西春近2607番地　アプリコット21―305号
債務者　安田　康敬
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１７３号
三重県鈴鹿市小田町1174番地の40　レジデンスあおい２Ｃ
債務者　城　　邦晃
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６３号
広島県三原市久井町羽倉233番地１
債務者　湯村　紀幸
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで　広島地方裁判所尾道支部